

平成 28 年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎議案補充説明

議案第 60 号「工事請負契約について（三重県防災ヘリコプター 無線通信設備整備工事）」・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	---

◎所管事項説明

1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）について （防災対策部主担当分）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 伊勢志摩サミットへの対応について・・・・・・・・	10
3 三重県復興指針（仮称）（最終案）について・・・・・・・・	15
4 三重県業務継続計画（三重県BCP）（案）について・・	17
5 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の取組状況に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
6 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」の取組状況に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
7 包括外部監査について・・・・・・・・・・・・・・・・	29

○資料

- 別冊 1 三重県復興指針（仮称）（最終案）
- 別冊 2 三重県業務継続計画（三重県BCP）（案）（抜粋版）
- 別冊 3 平成 27 年度消防団・自主防災組織実態調査報告書（概要版）

平成 28 年 3 月 9 日
防災対策部

議案第60号

工事請負契約について

工 事 名	三重県防災ヘリコプター無線通信設備整備工事			
施工場所	津市広明町 地内 他27箇所			
契約金額	1, 011, 960, 000円(消費税及び地方消費税を含む)			
請負者 住所氏名	愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 日本電気株式会社 東海支社 支社長 中村 寿文			
契約工期	議決日から平成29年3月23日			
工事内容 防災ヘリコプター更新に併せて、ヘリコプターテレビ電送設備の整備及びヘリコプター用 防災行政無線通信設備の更新(デジタル化)を行う。				
契約方法		一般競争入札(施工体制確認型総合評価方式) ※ 施工体制確認型総合評価方式は、入札価格だけでなく技術的な要素を 加味して評価を行い、落札者を決定する方式です。		
入札状況	年月日	平成27年12月18日		
	業者数	1	評価値	1. 21985
			価 格	1, 011, 960, 000円(消費税等含む) 937, 000, 000円(消費税等抜き)
	回数	1	予定価格	1, 140, 058, 800円(消費税等含む) 1, 055, 610, 000円(消費税等抜き)

1 工事の概要

防災ヘリコプターからの映像信号を受信するヘリコプターテレビ電送設備の新規整備及び防災ヘリコプターとの無線通信を行うヘリコプター用防災行政無線通信設備の更新整備を行います。

ヘリコプターテレビ電送設備は、防災ヘリコプターからの映像信号等を受信し県庁等に電送する設備で、15GHz 帯アナログ・デジタル併用方式の映像電送設備と400MHz 帯アナログ方式の音声等通信設備を新たに整備します。

また、ヘリコプター用防災行政無線通信設備は、防災ヘリコプターと県庁等との間で音声通信を行う設備で、既設の60MHz 帯アナログ方式の設備を260MHz 帯デジタル方式の設備として再整備します。

なお、防災ヘリコプターと通信するための無線局を県内の5箇所に設置することにより県域をカバーしますが、これらの設備はすべて既設中継局に設置するとともに県庁との間の無線中継装置を両方の設備で共用すること及び工事を一体として発注することにより施工の効率化及び工事費の削減を行っています。



2 契約方法

本県では、すべての建設工事で一般競争入札を適用し、今回の工事種別においては7千万円以上のものについて、総合評価方式によることとなっています。

今回の案件は昨年12月に入札を行い、日本電気株式会社東海支社が落札しました。

1 みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案） について（防災対策部主担当分）

施策 111 災害から地域を守る人づくり

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相を見せる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から5年あまりが経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識は年々低下する傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下する中で、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材が地域でより活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を推進していく必要があります。
- 学校における防災教育の成果を、世代を超えて次代につなげていく必要があります。
- 大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向け、防災・減災対策の取組を通じて県民の皆さんの防災意識を向上させ、家族の絆や地域とのつながりを深めることにより、県民主体の災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、学校が行う体験型防災学習等の支援、教職員の防災に関する研修の充実など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、速やかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.5%	60.0%	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

	目標項目	現状値	目標値
11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、消防団と自主防災組織の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、「みえ防災・減災センター」と連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 創	—	300 件
	【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数		
11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	100%
	【目標項目の説明】 家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制強化と、大規模災害時にボランティアやNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための取組を進めます。	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	8 団体	12 団体
	【目標項目の説明】 「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル(風水害編)」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数		

施策 1.1.2 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から5年あまりが経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国、市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実・強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制を、市町、防災関係機関等とともに構築します。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定や「三重県復興指針」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組めます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	90.0%	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

		目標項目	現状値	目標値
11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課)	「三重県新地震・津波対策行動計画」等 の計画における主 要な行動項目の進 捗率		93.4% (26 年度)	100%
	「三重県新地震・津波対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。	【目標項目の説明】 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値		
11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課)	災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	8 回 (26 年度)	13 回
		【目標項目の説明】 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数		
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課)	防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。	「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	16.0%	30.0%
		【目標項目の説明】 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）		
11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課)	災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実・強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。	災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMAT）数	19 (26 年度)	24
		【目標項目の説明】 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム（DMAT）数		

11205 安全な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課) 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震災害に対するまちの安全性の確保を図ります。	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	0 % (26 年度)	100%
【目標項目の説明】 耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合			
11206 教育施設の防災対策 (主担当:教育委員会学校経理・施設課) 県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における防災機能の強化を図ります。	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校 131 棟 市町立学校 92 棟 私立学校 9 棟 (26 年度)	県立学校 0 棟 市町立学校 23 棟 私立学校 2 棟
【目標項目の説明】 つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む			
11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当:県土整備部道路管理課) 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図ります。	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	93.4 % (26 年度)	96.5 %
【目標項目の説明】 緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合			
11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当:防災対策部消防・保安課) 消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。	消防団員の条例定数充足率	95.3 %	96.0 %
【目標項目の説明】 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合			
11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当:防災対策部消防・保安課) 高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナーや研修の実施などによる保安人材の育成により、適正な保安の確保を図ります。	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6 % (26 年度)	100%
【目標項目の説明】 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合			

2 伊勢志摩サミットへの対応について

1 三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会の取組状況

三重県伊勢志摩サミット推進本部の下に「三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会」を設置し、さらに、その下に(1)～(3)の協議会等を設置して、伊勢志摩サミットの円滑な実施に向けた防災・危機対策の推進を図っています。

委員会本体は、原則毎週月曜日に開催(3月8日に第26回を開催)し、協議会等における検討状況や関連業務の進捗状況を共有しながら、今後の対応方針等について協議しています。

(1) 三重県伊勢志摩サミット消防特別警戒連絡協議会

〔構成：県(防災対策部)、県内15消防本部〕

〔原則毎月開催(2月23日に第7回を開催)、分科会及び幹事会は随時開催〕

国が設置した伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会と連携し、警戒対象施設(サミット会議場、関係者宿泊施設、メディアセンターなど)における火災等の未然防止と災害発生時の消防・救急・救助活動に万全を期すため、消防特別警戒体制の確保にあたっての県内消防本部の対応等について協議しています。

(2) 三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議

〔構成：県(防災対策部・伊勢志摩サミット推進局・医療対策局・県土整備部)、県警察本部、志摩市、消防本部(四日市市・志摩広域消防組合)、自衛隊、海上保安庁〕

〔原則毎月開催(2月16日に第7回を開催)〕

伊勢志摩サミットの防災・危機対策を円滑に推進するため、関係機関間での連絡調整及び最新の取組状況の共有を行い、連携を図っています。

(3) 三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議

〔構成：県(防災対策部・南勢志摩地域活性化局)、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町〕

〔原則毎月開催(2月15日に第6回を開催)〕

伊勢志摩サミット開催時における地震・津波を中心とした自然災害対策を推進するため、県及び関係市町間の連絡調整及び情報共有を図るとともに、サミット開催時に南海トラフ地震による揺れ・津波が発生した場合を想定した取組を進めています。

2 消防特別警戒の準備状況

(1) 概要

消防特別警戒とは、警戒対象施設(サミット会議場、関係者宿泊施設、メディアセンターなど)における火災等の未然防止と災害発生時の消防・救急・救助活動に万全を期すための体制の構築や活動です。

消防特別警戒期間は、サミット開催期間(5月26日～27日)を含む概ね1週間程度の期間に設定されます。

(2) 応援協力要請

地元消防本部で担いきれないサミットの警戒に要する人員や装備について、県内さらには県外消防本部に応援を求め、一時的、局所的に消防力を強化することにより、消防責任を果たしていくことになります。

そのため、1月28日に知事が東京都知事を表敬訪問し、応援協力（東京消防庁応援部隊の派遣）要請を行うとともに、その他県外の消防本部に対して、部長等が応援協力要請を行いました。

(3) 事前訓練等

消防庁及び関係消防本部等と調整のうえ、関係施設の事前査察（立入検査）や訓練指導を行うとともに、消火や避難、救助等の訓練を重ねていきます。

2月	予防警戒員 現地説明会・実態調査
3月～5月	予防関係事前訓練、警防関係事前訓練

(4) その他

2月に開催された第2回「住民懇話会」に消防・保安課長が出席し、サミット開催時における通常の消防対応に極力支障が出ないようにすること、事前訓練等を行うこと等の説明を行いました。

説明実績：平成28年2月7日（日）	南伊勢町地区、志摩市旧浜島町地区
〃 2月10日（水）	志摩市旧磯部町地区
〃 2月11日（木）	志摩市鵜方地区、志摩市旧阿児町地区
〃 2月13日（土）	伊勢市地区、志摩市神明地区
〃 2月15日（月）	志摩市賢島地区
〃 2月21日（日）	志摩市間崎島地区
〃 2月27日（土）	志摩市旧志摩町地区、志摩市旧大王町地区
〃 2月28日（日）	鳥羽市地区

3 「保安」重点立入調査の実施状況

伊勢志摩サミットに向けて、高圧ガスや火薬類等に関する保安確保のため、開催地域及びその周辺地域を対象として、重点立入調査を実施しています。

また、調査実施時に事業者へリーフレットを配布し、保安の啓発も行っています。

(1) 対象法令

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法

(2) 対象地域

志摩市、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町

(3) 実施時期

平成27年11月～平成28年1月	対象地域の該当事業所を立入調査
平成28年2月～平成28年5月	再調査及び主要施設への重点立入調査

(4) 立入対象事業所数及び立入調査体制

- ① 平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月の立入調査実績
本庁所管 47 件 消防・保安課職員が対応
地域事務所所管 96 件 南勢志摩地域活性化局及び 8 地域事務所が対応
- ② 平成 28 年 2 月～平成 28 年 5 月の立入調査予定
本庁と地域事務所が連携して、再調査及び主要施設の立入調査を実施予定

4 サミットに向けた自然災害対策

(1) DONET を活用した南海トラフ地震対策

DONET の観測情報を伊勢志摩サミットの南海トラフ地震対策に活用することとし、「緊急速報メールの発信」と「津波到達予測情報の把握」の二つの機能を備えたシステム（名称：「地震・津波観測監視システム(DONET)を活用した津波予測・伝達システム」、以下「津波予測・伝達システム」という。）を三重県庁等に構築中です。

3 月中旬にすべての機器類の設置を終え、動作試験を重ねた上で、4 月 12 日(火)に伊勢志摩地域一帯への緊急速報メールの発信試験を行う予定であり、今後、関係市町（志摩市、伊勢市、鳥羽市、南伊勢町）と連携し、地域住民や来訪者等への広報に取り組んでいきます。

なお、このシステムをサミットにおいて実運用するとともに、今後の三重県の津波防災対策に活用していくため、DONET を所管する国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)及び国立研究開発法人防災科学技術研究所と三重県との 3 者で平成 28 年 2 月 1 日に協力協定を締結したところです。

(2) 三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議における取組

① 観光関連事業者を対象とした研修

観光関連事業者（特に宿泊施設）の防災意識の向上と対策のレベルを高めるための、市町単位の研修を実施しました。

【研修実績】

南伊勢町：平成 27 年 11 月 16 日	鳥羽市：平成 27 年 11 月 25 日
志摩市：平成 27 年 12 月 2 日	伊勢市：平成 28 年 2 月 5 日

② 宿泊施設のための地震・津波避難対策マニュアル及び津波避難マップ

観光客の避難対策のために、従業員向けのマニュアルや津波避難マップのひな型を作成し、平成 28 年 1 月 27 日に公表しました。

現在、関係 4 市町において、地域や団体ごとの研修等により、マニュアル及びマップの作成に取り組んでいます。

【研修実績】

鳥羽市：平成 28 年 1 月 28 日、平成 28 年 2 月 16 日
南伊勢町：平成 28 年 2 月 2 日、平成 28 年 2 月 4 日

③ 避難訓練の実施

津波予測・伝達システムによる緊急速報メールの発信試験に合わせ、宿泊施設等において避難誘導訓練を実施します。

訓練日時：4月12日(火) 〈予定〉

訓練場所：上記②に取り組んだ施設のうちから、市町において調整中

④ 防災情報を活用した避難誘導體制の整備等

観光客が迅速かつ確実に避難できるよう、スマートフォン用のアプリやWEBサイト等によるハザードマップや避難所等の避難情報の提供、避難誘導を行うシステムの構築など、ICTを活用した取組も進めています。

その他、観光客の帰宅困難者対策の取組や、「災害時コミュニケーションカード」を地震・津波避難対策マニュアルに盛り込み、活用を促進するなど、外国人観光客への対策も実施しています。

三重県伊勢志摩サミット推進本部「防災・危機対策委員会」の体制

【構成】

【消防関係機関】

消防特別警戒連絡協議会

県防災対策部
県内15消防本部

【防災関係機関】

防災・危機対策関係機関連絡会議

県防災対策部・雇用経済部(伊勢志摩サミット推進局)・
県土整備部・健康福祉部(医療対策局)
県警察本部
志摩市(総務部地域防災室)
消防本部(四日市・志摩広域)
自衛隊
海上保安庁

【関係市町】

県・市町災害対策会議

県防災対策部・南勢志摩地域活性化局
志摩市総務部地域防災室
伊勢市危機管理部危機管理課
鳥羽市総務課危機管理室
南伊勢町防災課

【組織体制図】

サミット推進本部

【平成27年7月14日設置】

保健・医療対策委員会

防災・危機対策委員会(防災対策部)

委員長: 防災対策部長
副委員長: 防災対策部副部長
委員: 防災対策部次長、危機管理副統括監、コンピナート防災監、防災対策総務課長、消防・保安課長、防災企画・地域支援課長、災害対策課長、危機管理課長

消防特別警戒 連絡協議会

防災・危機対策 関係機関連絡会議

県・市町 災害対策会議

「保安」重点立入調査の実施

総務省消防庁
消防・救急対策委員会
(警防部会・予防部会)

3 三重県復興指針（仮称）（最終案）について

「三重県復興指針（仮称）」について、平成27年12月9日の常任委員会で「中間案」をお示しして以降、次のとおり誌面の充実を図るとともに、有識者による県防災会議専門部会での議論、関係部局、市町への再度の意見照会等を経て、「最終案」をとりまとめました。

1 中間案からの主な追記事項について（別冊1参照）

中間案から、以下の追記等を行いました。

（1）第1章、第2章及び第4章に図表を挿入

最終案のとりまとめにあたり、本文の説明内容を示す、表・グラフ等を挿入しました。

（P1～2, 14, 16～17, 19～24, 26～30, 42, 44～45, 58～59, 84, 99, 107, 114～115, 119～122）

（2）第1章に「県民・事業者による本指針の活用」にかかる記述を加筆

本指針の平時における活用者として、県・市町に加え、県民や事業者による活用も重要である旨の記述を、第1章の「2 復興指針策定の目的（復興指針の活用者）」の項において加筆するとともに、本冊冒頭の「はじめに」においても記述しました。さらに、7ページに掲載した表中において、本指針を啓発資料として活用していく旨の加筆修正も行いました。（P6～7）

（3）第4章に「東日本大震災における被災市町村の取組事例」を追加

第4章の取組項目に、東日本大震災において復興事業に取り組んだ市町村の取組事例を追加しました。（中間案：16事例→最終案：93事例）

（P41～160）

（4）第4章に「被災地派遣職員からの聴取事項等」を加筆

第4章の取組項目に、被災地派遣職員（県・市職員）から聴取した事項等を加筆しました。（9事例）

（P43, 74, 80～81, 88～89, 119, 122, 132, 147～149）

（5）第4章に「県議会における対応」を加筆

第4章の取組項目「三重県復興計画（仮称）の策定」の項において、震災復興に向けた、岩手県議会及び宮城県議会における主な対応についての記述を加筆しました。（P51～52）

(6) 巻末の「参考資料」を作成

本指針の巻末に、東日本大震災をはじめとする、これまでの震災復興において、被災自治体が策定した復興計画や記録誌などの復興関連資料を整理した上で、「参考資料」として掲載しました。(P170～177)

2 今後の対応について

今後、平成28年3月16日に開催予定の「三重県防災対策会議」を経て公表するとともに、「三重県防災会議」、「三重県市町等防災対策会議」、「三重県ライフライン企業等連絡会議」等を通じて、市町や関係機関と指針の共有を図るほか、県民の皆さんへの周知に努めます。

4 三重県業務継続計画（三重県BCP）（案）について

1 趣旨

平時に実施している通常業務の中から、大規模災害時であっても業務を停滞させることができない、または早期の業務の再開が必要とされる「非常時優先業務」を明らかにするとともに、これに必要な経営資源量等の整理を行い、災害対応への活用を図るため、三重県業務継続計画（以下、「三重県BCP」という。）を策定します。

2 三重県BCP策定にあたっての考え方

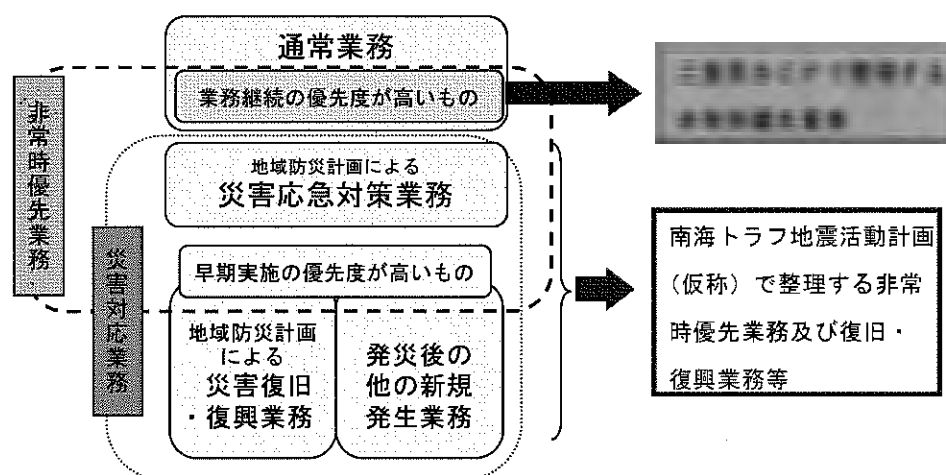
（１）通常業務に特化したBCP

三重県BCPでは、非常時優先業務（下図参照）のうち、事前の定量的な整理・分析が可能な通常業務にかかる非常時優先業務のみを対象とし、必要となる経営資源等の調査結果を記載することとしました。

なお、実業務として整理・分析が可能な通常業務にかかる非常時優先業務と、災害の規模により必要となる経営資源量等が大きく増減する災害対応業務とが混在することで、災害時の実効性が低下することを避けるため、災害対応業務については取組項目レベルの記載にとどめ、三重県BCPでは整理・分析の対象とはしていません。

災害対応業務にかかる具体的な活動内容等については、今後、策定を予定している「三重県南海トラフ地震活動計画（仮称）」において整理することとしています。

【三重県BCPにおける非常時優先業務の概念図】



（２）分掌事務をベースにした非常時優先業務の選定と詳細な経営資源分析の実施

三重県BCPが、一般的な地方公共団体のBCPとは異なる具体的かつ実務的な計画となるよう、策定にあたっては、平時に実施している業務の分掌事務

から非常時優先業務を絞り込み、これら業務に必要な人員や機材、業務システム等の経営資源について詳細な分析を行うという手順で、業務を整理しています。

(3) 業務継続体制向上の取組

三重県BCPでは、整理した通常業務にかかる非常時優先業務とそれに必要な経営資源等については、計画の実効性や完成度をさらに高めるため、所属における業務継続体制の検証と改善及びそれに基づく三重県BCPの更新を継続的に行い、業務継続体制の不断の向上につなげることをとしています。

3 三重県BCPの構成

第1 総則

① はじめに

三重県BCP策定の背景や、考え方などを記載しています。

② 計画の目的

大規模災害に三重県が見舞われた場合であっても、県の業務継続体制を維持し、県民生活や県内の社会活動等への影響を最小限にしつつ、災害対応に最大限の資源を配分できる体制の確立を図ることを、三重県BCP策定の目的としています。

③ 計画の位置づけ

「三重県地域防災計画」や「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」等、三重県が策定している他の防災関係計画と三重県BCPとの関係等を記載しています。

④ 前提条件

計画の対象を通常業務に絞ったため、三重県BCPでは特定の想定災害を設けないことなど、計画策定の前提条件について記載しています。

第2 非常時優先業務の考え方

大規模災害が発生した場合、災害対応のための業務量が膨大なものとなることが予想されることから、発災後1ヶ月間は、平常時に行っている県の通常業務についてはすべて停止することを原則とし、以下の選定区分に基づき選定された「非常時優先業務」のみ継続を認める、又は優先的に早期再開を図る業務とするという前提条件のもと、具体的な非常時優先業務の選定を行っています。

【非常時優先業務の選定区分】

- 1) 連絡・調整等業務
- 2) 県管理施設等の維持管理等業務
- 3) 非常時優先業務を実施するために必要となる業務システムの維持管理等業務
- 4) 入所・保護施設等のある施設の業務
- 5) 社会的混乱を生じるおそれ等のある重要業務

- 6) 県民の生活再開の支援等に関する業務
- 7) 県民の健康に影響が生じるおそれ等のある業務
- 8) 教育再開にかかる業務
- 9) 要配慮者等にかかる福祉業務
- 10) 1ヶ月以内に再開しなければ法に抵触するおそれのある業務
- 11) 国費及び県費による補助金・交付金等交付事務

第3 非常時優先業務（通常業務）

別表1「非常時優先業務及び業務遂行に必要な経営資源等」により、各所属の分掌事務における非常時優先業務を明確に位置付けるとともに、これら非常時優先業務の実施に必要な人数や機材、業務システムその他、機材・業務システム等が使用できない場合の代替手段等について記載しています。

第4 業務継続体制の向上

① 所属における業務継続体制の検証と改善

本計画の実効性を高め、より適切な運用を図るため、すべての所属において、毎年定期的に本計画の内容を確認し、所属内職員への共有を図るとともに、三重県BCPに基づく所属の業務継続体制の点検と検証、改善に取り組むことについて記載しています。

② BCPの継続的な更新

県の組織機構の改正や業務内容の変更等に伴う見直しや、「① 所属における業務継続体制の検証と改善」の取組に基づき、三重県BCPの継続的な更新を図ることについて記載しています。

③ マニュアル等の整備の推奨

担当職員以外でも非常時優先業務を円滑に遂行できるよう、必要に応じ、所属ごとに非常時優先業務実施のためのマニュアル等の整備を推奨することなどについて記載しています。

5 今後の予定

三重県BCPの内容について、3月16日に開催予定の三重県防災対策会議に諮り、公表することとしています。

5 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の取組状況について

1 事業の趣旨

三重県と三重大学が共同して設立した、「みえ防災・減災センター」において、人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等の事業を実施し、三重県の地域防災力の向上を図ります。

2 主な事業概要

(1) 人材育成・活用事業

① 市町防災担当職員を対象とした防災講座

市町の防災担当職員を対象として、実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供し、災害対応力の向上を図ることを目的として、5日間の講座を実施しました。

受講者数のべ141名（20市町、6地域防災総合事務所・地域活性化局）

② 市町防災担当職員を対象とした防災講座の特別講座

平成27年11月2日（月）に、一般財団法人消防科学総合センターと連携し、市町の防災担当職員を対象とした「要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修」を実施しました。

受講者数31名（17市町）

③ 自主防災リーダー人材育成講座

災害時における率先避難や避難所運営の指導的立場になることが期待される自主防災組織のリーダーを対象として、消防団との連携に取り組むことができる人材の育成を目的として、県内3会場各2日間の講座を実施しました。

受講者数105名

- ・尾鷲会場（県尾鷲庁舎）：平成27年7月25日（土）、8月8日（日）
- ・松阪会場（県松阪庁舎）：平成27年7月26日（日）、9月5日（土）
- ・鈴鹿会場（県鈴鹿庁舎）：平成27年8月1日（土）、9月13日（日）

④ 専門職防災研修

「医療・看護」「保健・福祉・介護」等の分野で活躍する専門職を持った人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうことを目的として、8～11月で共通4日間、専門2日間の講座を実施しました。

特に今年度から、消防団と自主防災組織の充実強化を図るため、「消防団」分野を新たに設け、防災知識、技術の習得、消防団と自主防災組織の役割分担等について、自主防災組織にアドバイスができる消防団員を養成しました。

修了者数 23名（医療・看護）（保健・福祉・介護）、30名（消防団）

⑤ みえ防災コーディネーターの新規育成

平常時には自主的に地域や企業等において地域防災力の向上のための役割を担うとともに、県や市町等の要請により防災訓練や啓発事業等の支援を行い、災害時には公的な組織等と協働して復旧・復興活動を支援するための十分な意識・知識・技能を有する人材を育成することを目的として、8～11月で10日間の講座を実施しました。今年度は特に、女性と若い世代を中心に受講者を募集しました。

認定者数 45名

⑥ 体験型防災学習指導者研修会

児童生徒の防災意識や知識の向上を図るために体験型防災学習を指導できる教職員を養成し、学校における体験型防災学習を推進することを目的として、研修会を実施しました。

平成27年10月27日(火) 鈴鹿市立旭が丘小学校 受講者数 24名

平成27年10月29日(木) 津市立高茶屋小学校 受講者数 21名

平成27年11月10日(火) 伊勢市立倉田山小学校 受講者数 19名

平成27年11月17日(火) 名張市教育センター 受講者数 20名

平成27年11月19日(木) 尾鷲市立尾鷲小学校 受講者数 17名

⑦ みえ防災さきもりコース、みえ防災コーディネーターコース、みえ防災聴講コース

- ・みえ防災さきもりコース 受講者数 13名
- ・みえ防災聴講コース 受講者数 25名
- ・みえ防災コーディネーターコース 受講者数 17名

⑧ 防災人材の活動支援

防災人材の活用を図るため、防災・減災に関する知識や経験、技能を有し、地域等で活躍する意欲のある、みえ防災コーディネーター等を登録する制度(「みえ防災人材バンク」)を創設し、運用を行っています。バンク登録者の名簿を市町に提供することにより、活動機会を直接的に創出することや、市町・企業・地域等からの防災活動に関する協力・支援要請とのマッチングを行うことで、みえ防災コーディネーターが活動する場を提供するとともに、地域における防災・減災力のさらなる向上を目指していきます。

・登録者数 121名(平成28年2月18日現在)

・活動件数 72件(平成28年2月18日現在)

(2) 地域・企業支援事業

① 相談窓口の設置と運用

地域や企業、市町の防災取組の支援を行うことで、地域防災力の向上を図ることを目的として、相談窓口を設置し、企業防災アドバイザー等

が電話や直接の来訪等への対応を行いました。

- ・相談件数：97件（2月18日現在）

（うち地域支援相談9件、企業支援相談25件、市町等支援相談36件、その他21件）

- ・「みえリーディング産業展 2015」に出展し、企業からの臨時相談窓口を開設しました。

開催日：平成27年11月20日（金）～21日（土）

場所：四日市ドーム

② みえ企業等防災ネットワークの運営

みえ企業等防災ネットワークの会員（231社）が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう、BCPの普及促進、地域別企業防災研修の開催等の支援を行いました。

- ・BCP普及分科会

「BCP普及分科会」を活用し、企業防災力の向上、BCP策定の普及・推進を行っています。BCPの策定を支援できる企業と、策定を希望する企業を募り、現在4社のBCP策定支援を行っています。

- ・地域別企業防災研修

平成27年11月21日（土） 四日市ドーム 受講者数 19名

平成28年2月16日（火） 三重大学地域イノベーションホール
受講者数 56名

平成28年2月25日（木） 県伊勢庁舎 受講者数 48名

- ・全体会の開催（予定）

平成28年3月15日（火） 三重県合同ビル

③ 地域防災研究会

市町と県の防災担当職員が、防災に関する様々な取組や最新の話題を共有し、参加者がフラットな立場で防災について議論することを目的として、地域防災研究会を開催しました。

開催日：平成28年2月2日（火）

場所：三重大学 工学部大会議室

出席者：46名

（3）情報収集・啓発事業

① みえ防災・減災アーカイブ

三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究に活用できる環境の整備を目的として、みえ防災・減災アーカイブを構築し、運用しています。

住民や自治体、公的機関等が保有する情報を収集し、適切な権利処理を行い、デジタルアーカイブとして広く一般に公開しています。

平成 27 年度は特に、伊勢湾台風等の風水害に関する情報の収集に特化して、アーカイブ化を進めています。また、サミット開催に合わせて、みえ防災・減災アーカイブの英語化を行っています。

② みえ風水害対策の日シンポジウム

平成 27 年 9 月 26 日(土)、いなべ市員弁コミュニティプラザにおいて、みえ風水害対策の日シンポジウムを開催しました。

参加者数 175 名

③ みえ地震対策の日シンポジウム

平成 27 年 12 月 6 日(日)、紀北町東長島公民館において、シンポジウムを開催しました。また、シンポジウムに合わせ、防災啓発のパネル展示、防災関係団体の展示を行いました。

参加者数 200 名

④ 東日本大震災 5 年 復興・交流イベント

今年は、東日本大震災から 5 年を迎えることから、平成 28 年 3 月 5 日(土)、津市リージョンプラザにおいて、「東日本大震災から 5 年を迎えて～若い力がつなぐメッセージ～」と題した復興・交流イベントを開催しました。

参加者数 320 名

(4) 調査・研究事業

① 地震・津波の観測情報の活用に関する研究

地震・津波観測監視システム(DONET)より得られる観測情報の防災・減災分野における効果的な活用方法の検討を行い、伊勢志摩サミットの南海トラフ地震対策においての実用化につなげました。今後、県南部地域へと活用範囲の拡大を図るにあたり、より有効な活用方法の検討を進めていきます。

② 歴史学的手法を用いた東南海地震像に関する研究

南海トラフ歴史地震に関する郷土史などの文献調査や、被災者による証言及び伝承情報の収集などにより、みえ防災・減災アーカイブの充実を図りました。

③ 風水害危険度の視覚化に関する研究

過去の降水量データを確率統計的に分析するなど、県内各地域の雨による被害発生危険度を細かいメッシュの地図に落とし込むことで、各地域の洪水、土砂災害等の脆弱性を「見える化」し、防災啓発等への活用を図るための研究を行っています。

3 平成28年度の主な取組

(1) 現場対応力の向上に資する講座の実施

市町防災担当職員、自主防災組織リーダー、消防団員を対象とした講座において、迅速で的確な現場対応に必要な知識・技能を集中的に学ぶことで、市町や地域における現場対応力の向上を図ります。

また、新たに健康福祉部と連携し、災害時における迅速かつ的確な医療提供体制の構築を図るため、災害医療コーディネーター研修を実施します。

(2) みえ防災人材バンクの充実・運用

みえ防災人材バンク登録者の情報や、支援内容、活動状況の情報をホームページで公開することで、人材バンクの利用促進を図ります。

また、支援内容に対応したスキルアップ研修を実施することで、市町や地域の取組に対する支援体制を充実します。

(3) みえ防災・減災アーカイブの充実・運用

昭和東南海地震や風水害に関する情報など、次世代につなぐべき災害の記憶や記録の収集に加え、地域の防災教育に活用するためのコンテンツを開発し、市町や地域、県民の防災力向上の取組に、より一層活用できるアーカイブになるよう、内容を充実します。

また、アーカイブの普及・啓発を図るため、地域の防災学習やワークショップ、講演会などでの活用の推進に加え、移動展示を実施します。

6 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」の取組状況について

1 「ちから・いのち・きずな」プロジェクトの目的

地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織相互の関係づくりを促進し、地域における組織の役割分担を踏まえた連携の強化につなげるため、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みづくりとして、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に取り組んでいます。

2 キックオフイベントの開催

当プロジェクトのキックオフイベントとして、平成27年6月13日（土）に、消防団と自主防災組織が連携して地域防災に取り組んでいくことの重要性について、それぞれの関係者が共通認識を持てることを目的に141名の参加のもと、地域防災シンポジウムを開催しました。

3 平成27年度の取組状況

（1）消防団と自主防災組織の連携に向けた取組

① 自主防災組織アドバイザー（消防団員）の養成

防災、消火・救護・救出等の指導技術、消防団と自主防災組織の役割等の知識を習得し、自主防災組織と積極的に関わる中で相互の連携強化を図れる人材の育成をめざし、みえ防災・減災センター及び県消防学校と連携し、座学と実技講習をセットメニューとした「自主防災組織アドバイザー養成講座」を開催しました。

〔参加者〕 消防団員 30名

ア. 日時・場所

- a. 共通講座（県総合文化センター）：平成27年8月2日（日）
- b. 専門講座（県消防学校）：平成27年8月23日（日）
- c. 実技講習（県消防学校）：平成27年9月27日（日）

イ. 内 容

a. 共通講座

- ◇三重の防災・減災対策
- ◇災害をもたらす自然現象の理解（地震・津波・風水害）
- ◇みえの防災文化づくり

b. 専門講座

- ◇自主防災組織の基礎知識
- ◇消防団への期待
- ◇ファシリテーション能力の向上をはかるために
- ◇災害図上訓練DIGの解説と模擬体験
- ◇災害時要援護者対策

c. 実技講習

- ◇座学講習（安全管理等）
- ◇水防、水難救助、ロープワーク
- ◇初期消火（消火栓等取扱い）
- ◇搬送方法、応急処置方法

3班に分かれ、
各ブース1時間程度

② 自主防災組織リーダーの養成

自主防災組織リーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・消防団との連携を主な内容とした「自主防災組織リーダー研修」を3会場それぞれ二日間、開催しました。

〔参加者〕 自主防災組織リーダー 105名

ア. 日時・場所（3会場いずれかにおいて、二日受講）

尾鷲会場（県尾鷲庁舎）：平成27年7月25日（土）、8月8日（土）

松阪会場（県松阪庁舎）：平成27年7月26日（日）、9月5日（土）

鈴鹿会場（県鈴鹿庁舎）：平成27年8月1日（土）、9月13日（日）

イ. 内 容

a. 一日目

◇防災の基礎知識

◇自主防災組織リーダーに必要な基礎知識

◇ファシリテーション能力の向上

b. 二日目

◇DIGの予備知識・安全確保の必要性・災害の種類毎に必要な資機材

◇災害時要援護者対策について

◇避難所運営について（HUG）

③ 自主防災組織アドバイザー（消防団員）と自主防災組織リーダーの連携

上記①と②に参加した「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」を対象として、これまでに研修等で習得した知識・技術等を実際の連携した活動につなげるため、DIG（災害図上訓練）などのワークショップ形式による意見交換を通じて、互いの組織の役割、実災害への対応イメージや連携イメージの醸成を図ることを目的に、「消防団・自主防災組織連携実務研修」を3会場で開催しました。

〔参加者〕 93名（消防団員28名、自主防災組織リーダー65名）

ア. 日時・場所（3会場いずれかにおいて受講）

尾鷲会場（県尾鷲庁舎）：平成27年11月14日（土）

松阪会場（県松阪庁舎）：平成27年11月15日（日）

鈴鹿会場（県鈴鹿庁舎）：平成27年11月29日（日）

イ. 内 容

◇DIG（災害図上訓練）の概要説明及び演習

◇ロープワーク

④ モデル事業の実施

上記①②③を踏まえ、実践活動を行うモデル地区として、消防団と自主防災組織が連携して地域防災力の向上に資する取組を実施し、平常時及び災害時に相互が補完し合いながら隙間ない対応ができる体制の構築をめざして、次のとおり「消防団・自主防災組織連携実践モデル事業」に取り組んでいます。

- ア. モデル事業対象地区：鈴鹿市稲生地区
 イ. 実施期間：平成 28 年 1 月～平成 29 年 3 月
 ウ. 実施主体：鈴鹿市消防団稲生分団、稲生地区自主防災委員会
 エ. 事業内容

消防団（稲生分団）と自主防災組織（稲生地区自主防災委員会）が、地域防災の要として、主に以下の取組を通じて、2つの組織の役割分担や連携方法などについて、一つのモデルを構築していきます。

- a. 防災訓練の開催支援（災害時要援護者の避難支援訓練、避難所運営訓練など）
- b. 防災訓練開催までの準備支援（タウンウォッチ、DIG、HUGなど）
- c. 防災訓練の事後検証
- d. 住民への防災知識の普及啓発（県指導員による研修、外部講師を招いての講演会など）

（2）消防団員の確保及び団の活性化に向けた取組

全国における消防団の応援制度等の内容把握を行い、来年度以降の団員の確保及び団の活性化対策の検討に資するため、次のとおり調査に取り組んでいます。

＜主な調査内容＞

- ① 三重県の現況把握
- ② 都道府県に対するアンケート調査（全国）
- ③ 都道府県へのヒアリング調査等（島根県、愛媛県等）
- ④ 学識経験者へのヒアリング
- ⑤ 県内市町へのヒアリング（先進的な取組を行っている市町や消防団員の確保が困難な市町等）

（3）県内の消防団及び自主防災組織の実態調査

① 調査（「消防団・自主防災組織実態調査」）の概要

ア. 目的

消防団、自主防災組織の活動実態、消防団と自主防災組織の連携の現状や課題等を明らかにするとともに、今後の取組の基礎資料とします。

イ. 調査方法

消防団（分団単位）と自主防災組織へのアンケート調査及びヒアリング調査

ウ. アンケート調査項目

消 防 団：27 項目

自主防災組織：43 項目

エ. アンケートの配布と回収数

	配布数	回収数	回収率
消防団（消防分団）	440	377	85.7%
自主防災組織	3,635	2,292	63.1%

② 調査結果（主な概要）

消防団アンケートと自主防災組織アンケートにおいて複数の共通項目を設定し、その比較集計において、次のような現状が見られます。

- a 消防団は自主防災組織に、消火や救出・救護に関する知識や技術のほか、防災に関する基礎知識を教えることの役割も期待されています。【比較 1】
- b 自主防災組織の課題として、消防団・自主防災組織双方が「訓練ができていない」、「マニュアルが整備されていない」、「自主防災組織だけの活動では限界がある」といった認識を示しており、特に自主防災組織では70%で「自主防災組織だけの活動では限界がある」と回答しています【比較 4】
- c 消防団と自主防災組織の関わりについて、双方で「地域で一緒に訓練を実施している」という回答が最も高い（消防団：56.0%、自主防災組織：39.3%）一方で、「地域の自主防災組織の役員と面識はあるが、防災について話し合ったり、一緒に活動したことはない」と「地域の自主防災組織と面識がない」の回答が合わせて40%程度を占めています【比較 5】
- d 自主防災組織が取り組むべき訓練について、双方でおおむね同様の認識が示されていますが、訓練以外の防災活動については「防災マップの作成」等に対する認識に相違が見られます【比較 6、7】
- e 「災害リスクと危険個所の情報共有ができていないか」について、消防団では高く、自主防災組織では低い状況にあります【比較 8、9】。一方で、「災害時要援護者情報を把握している」について、消防団で低く、自主防災組織で高い状況となっています【比較 13】
- f 発災時等における活動については、役割分担の認識が一致していない項目もあり、全体として自主防災組織の方が「未定」が多く、実際の活動が決まっていない状況が伺えます【比較 10】
- g 災害時要援護者について、情報把握している消防団が20%未満である一方、自主防災組織は60%が把握しており、情報共有が進んでいない状況が伺えます【比較 13】。また、情報共有ができていない団体の中でも、避難支援の方法を決めているのは、双方30%未満となっています【比較 15】

4 今後の取組

本年度から実施している自主防災組織アドバイザー養成講座や自主防災組織リーダー研修等により、消防団と自主防災組織相互の連携強化に資する人材を引き続き養成していきます。

また、上記3（3）「消防団・自主防災組織実態調査」の結果の中で、gにみられるように、災害時要援護者の情報は自主防災組織が把握していて消防団は把握していないという状況の中で、bやfにみられるように、自主防災組織の限界や役割分担ができていないといった実態が明確になりました。こういった課題を解消していくことが重要であることから、講座等への反映とともに、モデル事業の中で検討や取組を進めていきます。

さらに、消防団員の確保及び団の活性化に向けては、消防団応援制度等の調査結果をもとに、県消防協会と連携した取組を通じて具現化していきます。

7 包括外部監査について

(1) 平成26年度監査への対応結果

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査について、平成26年度は、「外部委託に関する事務の執行について」をテーマに、平成25年度における委託契約について、契約事務の合規性、委託先の選定方法に係る透明性、客観性、経済性の確保、契約金額の適切な積算等を要点として実施されました。

監査結果及び対応結果は別紙のとおりです。

(参考)

結果及び意見の件数

	指摘（注1）	意見（注2）
部局別の監査結果	0件	2件

(注1) 規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある事項。

(注2) 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果
Ⅰ. 包括外部監査の意見及び指摘	
部局個別意見	
防災対策部	
1. 平成25年度危険物取扱者保安講習事務委託	
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	
当該積算には職員給与などが含まれていたが、その金額の算出過程を示す資料がなかった。県は金額を算出する考え方を有しており、それには一定の合理性が認められるが、金額の算出過程を文書で明確にしておくことが望まれる。	職員給与などの積算について、その金額の算出過程を明確に記載した資料を作成しました。
2. 防災ヘリコプター運航管理業務委託	
① 委託先の選定方法について（意見）	
平成25年度の包括外部監査の結果報告書においては、防災上の理由から、海岸沿いのヘリポートである津市伊勢湾ヘリポートの移転を含めた将来の対応について検討が望まれるとの意見が述べられている。今後の検討の結果、移転することになった場合には、随意契約理由の内、「県は、防災航空隊の活動拠点基地である津市伊勢湾ヘリポート内に格納庫を保有していないため、同基地で格納庫を保有し機体等の保管管理が可能な事業者であること。」との要件は外れる可能性があることから、その場合には競争性のある業者選定を行うよう努められたい。	津市伊勢湾ヘリポートが将来的に移転することとなった場合には、契約要件を精査し、競争性のある業者選定に努めます。